

証券コード 3133

2024年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目15番15号  
名古屋総合市場ビル  
株式会社 海帆  
代表取締役社長 守田直貴

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://kaihan.co.jp/ir.html>

（上記ウェブサイトにアクセス頂き、「IR MENU」より「IRニュース」、「2024年」、「IR資料」を順に選択頂き、ご確認ください。）



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3133/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「海帆」又は「コード」に当社証券コード「3133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時  
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 名古屋市千種区名駅四丁目4番38号  
ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）  
小ホール2  
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）  
第2号議案 定款一部変更の件（2）  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 〇本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」  
②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部です。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 〇株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限等は緩和され、経済活動が正常化しつつあったものの、ウクライナ情勢の長期化による資源や原材料価格の高騰、円安による輸入コストの急増など、依然として先行きが不透明な状況となっております。

外食業界におきましては、行動制限の緩和により国内及びインバウンド需要に回復の兆しが見られておりますが、原材料費や光熱費の急激な高騰により、依然として厳しい経営環境が続き、今後の経済活動も不透明な状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループは、既存事業のコストの見直しや事業環境の変化への対応、新たな収益基盤を確立することを目的として再生可能エネルギー事業の拡大を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,442,771千円（前年当同期比17.0%増）、営業損失587,547千円（前年同期は営業損失601,511千円）、経常損失568,623千円（前年同期は経常損失633,097千円）、親会社株主に帰属する当期純損失712,567千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,135,276千円）となりました。

なお、セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

##### (飲食事業)

当セグメントにおきましては、2021年5月14日開示の「フランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ファーズの「新時代」業態にF C加盟を行い既存店舗の業態転換を進めてまいりました。

また、2022年7月15日開示の「株式会社S S Sの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、関東圏を中心に居酒屋事業を運営する会社の株式を取得し、事業エリアの拡大に向けて取り組んでおります。

業態転換を行った「新時代」は引き続き好調な業態であり、2024年3月末現在で当社グループの「新時代」店舗数は20店舗となっております。また、その他業態を含めると、当社は28店舗（内F C 9店舗）、子会社である株式会社S S Sは19店舗（内F C 18店舗）の店舗展開となっております。

セグメント売上高は2,438,847千円（前年同期比16.8%増）、セグメント利益は195,683千円（前年同期はセグメント損失85,358千円）となりました。

#### （再生可能エネルギー事業）

当セグメントにおきましては、2022年10月21日にKAIHAN ENERGY JAPAN 合同会社（2023年1月31日付でKR ENERGY JAPAN 合同会社へ商号変更しております。）を、2023年3月31日にはKRエナジー1号合同会社を設立し再生可能エネルギー事業を開始いたしました。

当連結会計年度では新たな太陽光発電設備の開発の着手による固定資産の取得及び一部の設備で工事が完了し電力会社との系統連系が行われたことにより、2023年9月より売電が開始されております。

その結果、セグメント売上高は3,923千円（前年同期は売上高は発生しておりません。）、セグメント損失は246,215千円（前年同期はセグメント損失58,148千円）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は895,433千円であり、その主たるものは飲食事業における店舗資産の取得に要した金額が110,883千円、再生可能エネルギー事業で太陽光発電施設の取得のために要した金額が742,613千円であります。

③ 資金調達の状況

2022年3月25日開催の当社臨時株主総会での決議により発行いたしました第5回新株予約権の行使により、2023年5月に170百万円、2023年7月に300百万円、2023年8月に530百万円、2023年10月に100百万円、2023年11月に100百万円、2024年1月に25百万円、2022年11月15日開催の当社取締役会での決議により発行いたしました第6回新株予約権の行使により2023年6月に68百万円及び2024年3月に19百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 18 期<br>(2021年3月期) | 第 19 期<br>(2022年3月期) | 第 20 期<br>(2023年3月期) | 第 21 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年3月期) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                  | —                    | —                    | 2,087,481            | 2,442,771                         |
| 経 常 損 失 ( △ ) (千円)          | —                    | —                    | △633,097             | △568,623                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△) (千円) | —                    | —                    | △1,135,276           | △712,567                          |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)           | —                    | —                    | △36.37               | △15.52                            |
| 総 資 産 (千円)                  | —                    | —                    | 2,660,257            | 3,616,862                         |
| 純 資 産 (千円)                  | —                    | —                    | 290,652              | 890,654                           |
| 1株当たり純資産 (円)                | —                    | —                    | 6.73                 | 17.54                             |

(注) 当社は、第20期より連結計算書類を作成しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 18 期<br>(2021年3月期) | 第 19 期<br>(2022年3月期) | 第 20 期<br>(2023年3月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(2024年3月期) |
|--------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)         | 861,147              | 776,660              | 1,731,825            | 1,921,062                       |
| 経 常 損 失 ( △ ) (千円) | △791,540             | △348,963             | △584,769             | △507,034                        |
| 当期純損失(△) (千円)      | △1,066,398           | △453,753             | △1,051,985           | △561,803                        |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)  | △184.71              | △30.18               | △33.70               | △12.23                          |
| 総 資 産 (千円)         | 724,330              | 2,124,365            | 2,359,169            | 3,048,871                       |
| 純 資 産 (千円)         | △646,463             | 449,783              | 374,023              | 1,124,790                       |
| 1株当たり純資産 (円)       | △56.30               | 13.80                | 8.93                 | 22.15                           |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金      | 当社の<br>議決権比率 | 主な事業内容      |
|---------------------|----------|--------------|-------------|
| 株式会社SSS             | 10,000千円 | 100.0%       | 飲食事業        |
| KR ENERGY JAPAN合同会社 | 1,000千円  | 51.0%        | 再生可能エネルギー事業 |
| KR エナジー 1号合同会社      | 1,000千円  | 100.0%       | 再生可能エネルギー事業 |
| 株式会社大三萬年堂LAB        | 4,500千円  | 66.7%        | 和菓子の製造販売    |

### (4) 対処すべき課題

当社グループの属する外食産業におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による地政学上のリスクなどの影響で原材料費・物流費・光熱費の高騰が顕著となり、依然厳しい状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により人々の生活習慣が変化したことで、集客が見込めていた店舗の収益性が低下する等、経営成績への影響が生じております。

飲食事業に関しましては、2024年3月31日現在で47店舗を有しており、その大半が居酒屋業態であり、そのうち20店舗は居酒屋業態の「新時代」であります。新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が緩和されたことにより国内及びインバウンド需要に回復の兆しが見られておりますが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による影響で原材料費・物流費・光熱費の高騰が顕著となり、依然として厳しい経営環境が続いております。また、飲食事業としての収益力を向上させるためには新規出店を行う必要があるため、人材採用の強化や講習などによるマネージャー層の育成を強化しております。

再生可能エネルギー事業に関しましては、持続可能な社会、脱炭素社会の実現に向けて世界的なCO<sub>2</sub>削減、ESG投資の流れが起きている中で、今後ますます企業や自治体における再生可能エネルギー、省エネルギーの導入ニーズが高まってくることが想定されます。このような市場環境の中で、当社グループは太陽光発電設備の開発をすすめ、太陽光発電設備の販売及び自社保有設備による発電・売電を中心として再生可能エネルギー事業を積極的に展開してまいります。

このような状況の中、当社は「幸せな食文化の創造」という社是のもと、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社グループといたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等なお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育を実施し、企業価値の上昇に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業区分        | 事業内容                                 |
|-------------|--------------------------------------|
| 飲食事業        | 居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営               |
| 再生可能エネルギー事業 | 再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電及び施設の販売 |

(6) 主要な事業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

| 主な事業所名 | 所在地        |
|--------|------------|
| 本社     | 愛知県名古屋市中村区 |
| 東京支店   | 東京都港区      |
| 大阪支店   | 大阪府大阪府中央区  |
| 新横浜事務所 | 神奈川県横浜市港北区 |

② 子会社の主要な事業所

| 主な事業所名              | 所在地        |
|---------------------|------------|
| 株式会社SSS             | 神奈川県横浜市港北区 |
| KR ENERGY JAPAN合同会社 | 神奈川県横浜市港北区 |
| KR エナジー 1 号合同会社     | 東京都港区      |
| 株式会社大三萬年堂LAB        | 兵庫県たつの市    |



③ 店舗

| 業態名            | 店舗数 | 都道府県別   |
|----------------|-----|---|
| 新時代            | 20店 | 神奈川県 3店<br>愛知県 8店<br>三重県 4店<br>岐阜県 4店<br>福岡県 1店 |
| 立喰い焼肉 治郎丸      | 4店  | 東京都 3店<br>神奈川県 1店                               |
| ときわ亭           | 2店  | 神奈川県 2店   |
| なつかし処昭和食堂      | 1店  | 鹿児島県 1店   |
| えびすや           | 2店  | 宮崎県 1店<br>熊本県 1店                                |
| ベビーフェイスプラネッツ   | 1店  | 岐阜県 1店  |
| 炭火焼干物定食 しんぱち食堂 | 1店  | 東京都 1店  |
| 海鮮個室居酒屋 葵屋     | 1店  | 埼玉県 1店  |
| その他            | 15店 | 宮城県 1店<br>東京都 4店<br>神奈川県 10店                    |
| 合計             | 47店 |   |

## (7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分        | 従業員数(名) | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|---------|-------------|
| 飲食事業        | 53(102) | 9名増(16名減)   |
| 再生可能エネルギー事業 | 1(—)    | —(—)        |
| 全社(共通)      | 19(—)   | 2名増(—)      |
| 合計          | 73(102) | 11名増(16名減)  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、( ) 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 69名(93名) | 10名増(17名減) | 42.8歳 | 4年3ヶ月  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、( ) 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。  
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先          | 借入残高      |
|--------------|-----------|
| ウリ信用組合       | 750,000千円 |
| 株式会社愛知銀行     | 211,265千円 |
| 株式会社徳島大正銀行   | 173,350千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 157,031千円 |
| 興産信用金庫       | 66,930千円  |
| 株式会社北陸銀行     | 61,684千円  |
| 株式会社三井住友銀行   | 50,674千円  |
| 株式会社大垣共立銀行   | 50,668千円  |
| 株式会社名古屋銀行    | 45,940千円  |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 43,460千円  |

- (注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ

移行されたことにより、コロナ禍による影響は緩やかな回復基調となりました。一方で、ウクライナ情勢、円安進行の長期化等による原材料価格等への影響は継続するものと思われ、依然として先行きが不透明な状況であります。当社グループが属する外食産業におきましても、ご来店客数は着実に回復傾向にあるものの、食材価格や人手不足による人件費関連コストの上昇等、厳しい状況が続いております。

この結果、当連結会計年度において営業損失587,547千円、経常損失568,623千円及び親会社株主に帰属する当期純損失712,567千円を計上しております。現状では外食需要の回復の度合い及び新たに始めた再生可能エネルギー事業の進捗度合いによって、当社グループの業績の回復に一定期間を要すると考えられることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は、「連結注記表1．継続企業の前提に関する注記」及び「個別注記表1．継続企業の前提に関する注記」に記載しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,555,600株
- ② 発行済株式の総数 50,768,900株
- ③ 株主数 23,615名
- ④ 大株主

| 株主名  | 持株数      | 持株比率   |
|--|----------|--------|
| 吉川元宏                                       | 10,140千株 | 19.97% |
| NAICサステナブル合同会社                             | 2,924千株  | 5.75%  |
| 合同会社アローエナジー                                | 2,000千株  | 3.93%  |
| 鳥居茂徳                                       | 607千株    | 1.19%  |
| 吉田徹也                                       | 559千株    | 1.10%  |
| 野村證券株式会社                                   | 478千株    | 0.94%  |
| 戸谷松一                                       | 420千株    | 0.82%  |
| BNYM AS AGT/CLT<br>S NON TREATY JA<br>SDEC | 400千株    | 0.78%  |
| 河野広勝                                       | 340千株    | 0.67%  |
| 株式会社DMM. com証券                             | 290千株    | 0.57%  |

(注) 1. 自己株式は所有しておりません。

2. 2024年3月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書の訂正報告書において、山田亨氏が2024年3月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 山田亨  
住所 大阪府大阪市港区  
保有株式等の数 5,242,500株  
株券等保有割合 10.84%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（2024年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ ライツプランの内容

該当事項はありません。

- ④ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況  |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役社長   | 守 田 直 貴 | 株式会社リアライズ 代表取締役<br>当社子会社 株式会社SSS 取締役<br>当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 取締役   |
| 取締役会長     | 國 松 晃   | 当社子会社 株式会社SSS 代表取締役会長  |
| 取 締 役     | 吉 川 元 宏 | 株式会社ペガソス・エレクトラ 代表取締役<br>株式会社コスモアールエス 代表取締役<br>株式会社ペガサス 代表取締役<br>当社子会社 株式会社SSS 取締役  |
| 取 締 役     | 日笠 真木哉  | ピクセルカンパニーズ株式会社 社外監査役<br>クオンタムソリューションズ株式会社 社外取締役<br>ベリーベスト法律事務所 在籍  |
| 取 締 役     | 青 木 伸 文 | 青木会計事務所 代表   |
| 取 締 役     | 水 谷 準 一 | KR ENERGY JAPAN合同会社 職務執行者  |
| 取 締 役     | 田 口 錬   | —  |
| 常 勤 監 査 役 | 神 田 敏 行 | 当社子会社 株式会社SSS 監査役<br>当社子会社 株式会社大三萬年堂LAB 監査役  |
| 監 査 役     | 細 野 順 三 | freebalance株式会社 代表取締役<br>ソルト・コンソーシアム株式会社 非常勤監査役<br>株式会社ジェイグループホールディングス 社外取締役<br>株式会社テイクユー 非常勤監査役<br>株式会社アメーバホールディングス 社外取締役 |
| 監 査 役     | 竹 尾 卓 朗 | 竹尾公認会計士事務所 所長<br>CTS監査法人 代表社員<br>株式会社ひかりホールディングス 社外監査役   |

- (注) 1. 取締役日笠真木哉氏及び青木伸文氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、会社経営、監査実務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
  - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - ・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役の日笠真木哉氏及び青木伸文氏並びに社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2024年4月17日から2025年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

(i) 会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因し

て、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。

(ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日の第11期定時株主総会であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円（当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名）、監査役年間報酬総額の上限を50,000千円（当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名）とするものです。

また当該報酬枠と別枠で、2023年6月28日の第20期定時株主総会において取締役に対するストックオプションによる報酬等として年額100,000千円以内の割り当てを可能としております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 守田直貴であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議

により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円)  | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 97,968<br>(10,068)  | 97,968<br>(10,068)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 7<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,800<br>(10,800)  | 10,800<br>(10,800)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 108,768<br>(20,868) | 108,768<br>(20,868) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 10<br>(5)             |

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役日笠真木哉氏は、ピクセルカンパニーズ株式会社の社外監査役及びクオンタムソリューションズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役青木伸文氏は、青木会計事務所の代表を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ジェイグループホールディングス及び株式会社アマーバホールディングスの社外取締役、株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、CTS監査法人代表社員及び株式会社ひかりホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。



ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要  |
|-----------|---|
| 取締役 日笠真木哉 | 当事業年度に開催された取締役会26回のうち23回に出席いたしました。経営者としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。                                 |
| 取締役 青木伸文  | 当事業年度に開催された取締役会26回のうち22回に出席いたしました。公認会計士としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。                               |
| 監査役 神田敏行  | 当事業年度に開催された取締役会26回のうち23回、また、監査役会12回全てに出席いたしました。他社において携わった経験と知見により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。         |
| 監査役 細野順三  | 当事業年度に開催された取締役会26回のうち25回、また、監査役会12回全てに出席いたしました。経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 竹尾卓朗  | 当事業年度に開催された取締役会26回のうち22回、また、監査役会12回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。          |

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を21回実施しました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

##### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

##### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関するものを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
  - ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク・コンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
  - ロ. 万が一、リスク・コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
  - ハ. 当社の取締役及び使用人がリスク・コンプライアンスの徹底を実践できるように「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
  - ニ. 当社は、リスク・コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
  - ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるリスク・コンプライアンス委員会におきましては、リスク・コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目               | 金 額        |
|---------------|-----------|-------------------|------------|
| 資 産 の 部       |           | 負 債 の 部           |            |
| 流 動 資 産       | 1,182,544 | 流 動 負 債           | 2,011,582  |
| 現金及び預金        | 804,673   | 買 掛 金             | 143,026    |
| 売 掛 金         | 98,126    | 短 期 借 入 金         | 750,118    |
| 未成工事支出金       | 54,872    | 1年内返済予定の          |            |
| 原材料及び貯蔵品      | 14,068    | 長 期 借 入 金         | 460,752    |
| そ の 他         | 212,088   | リ ー ス 債 務         | 87,780     |
| 貸倒引当金         | △1,284    | 未 払 法 人 税 等       | 51,783     |
| 固 定 資 産       | 2,434,126 | 未 払 金             | 297,597    |
| 有 形 固 定 資 産   | 1,543,898 | 未 成 工 事 受 入 金     | 66,949     |
| 建 物           | 312,221   | 事 業 整 理 損 失 引 当 金 | 17,889     |
| 機 械 及 び 装 置   | 260,939   | 株 主 優 待 引 当 金     | 58,395     |
| リ ー ス 資 産     | 35        | そ の 他             | 77,289     |
| 建 設 仮 勘 定     | 928,011   | 固 定 負 債           | 714,625    |
| そ の 他         | 42,689    | 長 期 借 入 金         | 513,387    |
| 無 形 固 定 資 産   | 351,938   | リ ー ス 債 務         | 171,150    |
| の れ ん         | 306,325   | そ の 他             | 30,087     |
| そ の 他         | 45,612    | 負 債 合 計           | 2,726,208  |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 538,290   | 純 資 産 の 部         |            |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 247,263   | 株 主 資 本           | 890,531    |
| 長 期 貸 付 金     | 168,229   | 資 本 金             | 1,684,266  |
| そ の 他         | 122,797   | 資 本 剰 余 金         | 1,054,190  |
| 繰 延 資 産       | 191       | 利 益 剰 余 金         | △1,847,924 |
| 創 立 費         | 191       | 新 株 予 約 権         | 122        |
| 資 産 合 計       | 3,616,862 | 純 資 産 合 計         | 890,654    |
|               |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 3,616,862  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 2023年4月1日から  
2024年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目             | 金      | 額         |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 2,442,771 |
| 売上原価            |        | 796,093   |
| 売上総利益           |        | 1,646,677 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 2,234,224 |
| 営業損失            |        | 587,547   |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息及び配当金       | 32,172 |           |
| 受取手数料           | 27,340 |           |
| その他             | 8,225  | 67,738    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 41,572 |           |
| その他             | 7,242  | 48,814    |
| 経常損失            |        | 568,623   |
| 特別利益            |        |           |
| 固定資産売却益         | 6,017  |           |
| 事業整理損失引当金戻入額    | 17,393 |           |
| 資産除去債務戻入益       | 6,594  | 30,006    |
| 特別損失            |        |           |
| 固定資産除却損         | 23,217 |           |
| 減損損失            | 93,782 | 116,999   |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 655,617   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 57,993 |           |
| 法人税等調整額         | △1,043 | 56,950    |
| 当期純損失           |        | 712,567   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 712,567   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,009,899</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,504,464</b>  |
| 現金及び預金                 | 382,692          | 買掛金                  | 79,693            |
| 売掛金                    | 53,673           | 関係会社短期借入金            | 510,469           |
| 原材料                    | 6,427            | 1年内返済予定の長期借入金        | 362,853           |
| 貯蔵品                    | 75               | リース債務                | 87,780            |
| 関係会社短期貸付金              | 260,000          | 未払金                  | 300,396           |
| 前払費用                   | 24,349           | 未払法人税等               | 30,247            |
| 未収入金                   | 126,275          | 前受金                  | 4,716             |
| 立替金                    | 184,036          | 預り金                  | 15,922            |
| その他                    | 25,658           | 事業整理損失引当金            | 17,889            |
| 貸倒引当金                  | △53,289          | 株主優待引当金              | 58,395            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,038,972</b> | 資産除去債務               | 11,585            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>154,871</b>   | その他                  | 24,513            |
| 建物                     | 133,616          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>419,617</b>    |
| 車両運搬具                  | 163              | 長期借入金                | 224,869           |
| 工具、器具及び備品              | 19,392           | リース債務                | 171,150           |
| リース資産                  | 35               | 繰延税金負債               | 1,591             |
| その他                    | 1,663            | 資産除去債務               | 22,006            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,464</b>     | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,924,081</b>  |
| 商標権                    | 235              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| ソフトウェア                 | 6,119            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,124,667</b>  |
| その他                    | 1,109            | 資本金                  | 1,684,266         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,876,636</b> | 資本剰余金                | 1,054,190         |
| 関係会社株式                 | 722,462          | 資本準備金                | 766,006           |
| 関係会社出資金                | 974,518          | その他資本剰余金             | 288,183           |
| 関係会社長期貸付金              | 35,666           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△1,613,788</b> |
| 長期前払費用                 | 226              | その他利益剰余金             | △1,613,788        |
| 敷金及び保証金                | 140,120          | 繰越利益剰余金              | △1,613,788        |
| その他                    | 3,641            | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>122</b>        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,048,871</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,124,790</b>  |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>3,048,871</b>  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損益計算書

( 2023年4月1日から )  
( 2024年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                         | 金      | 額         |
|-----------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                       |        | 1,921,062 |
| 売 上 原 価                     |        | 781,188   |
| 売 上 総 利 益                   |        | 1,139,873 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |        | 1,662,057 |
| 営 業 損 失                     |        | 522,183   |
| 営 業 外 収 益                   |        |           |
| 受 取 利 息                     | 17,673 |           |
| 受 取 手 数 料                   | 27,340 |           |
| そ の 他                       | 2,899  | 47,913    |
| 営 業 外 費 用                   |        |           |
| 支 払 利 息                     | 30,278 |           |
| そ の 他                       | 2,485  | 32,763    |
| 経 常 損 失                     |        | 507,034   |
| 特 別 利 益                     |        |           |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 6,017  |           |
| 事 業 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額     | 17,393 |           |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 5,253  |           |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益           | 2,379  | 31,045    |
| 特 別 損 失                     |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 3,863  |           |
| 減 損 損 失                     | 64,836 | 68,699    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |        | 544,689   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 18,559 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △1,444 | 17,114    |
| 当 期 純 損 失                   |        | 561,803   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 指定社員   | 公認会計士 | 藤井幸雄 |
| 業務執行社員 |       |      |
| 指定社員   | 公認会計士 | 本郷大輔 |
| 業務執行社員 |       |      |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

|        |       |         |
|--------|-------|---------|
| 指定社員   | 公認会計士 | 藤 井 幸 雄 |
| 業務執行社員 |       |         |
| 指定社員   | 公認会計士 | 本 郷 大 輔 |
| 業務執行社員 |       |         |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告いたします

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針と職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針と職務の分担等に従い、新型コロナウイルス感染症の防止対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①株主総会、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び親会社常勤監査役と兼務である監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びフロンティア監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、新型コロナウイルス感染症の防止対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、フロンティア監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められませんが、引き続き取締役会の実効性等更なる品質の向上を期待します。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社海帆 監査役会

常勤監査役 神田敏行 ⑩

監査役 細野順三 ⑩

監査役 竹尾卓朗 ⑩

(注) 常勤監査役 神田敏行、監査役 細野順三 及び 監査役 竹尾卓朗は、  
会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現行定款                     | 変更案   |
|--------------------------|---|
| (目的)                     | (目的)  |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                      |
| 1～18. (記載省略)             | 1～18. (現行どおり)   |
| <新設>                     | 19. <u>医療機関の開設・運営等に関するコンサルティング業務</u>                          |
| <新設>                     | 20. <u>高度管理医療機器の製造、販売、製造販売、貸与及び輸出入</u>                        |
| <新設>                     | 21. <u>テレビ、ラジオ、雑誌、新聞又はインターネット等、各種メディアにおける広告、マーケティング及び宣伝業務</u> |
| 19. 前記各号に付帯する一切の業務       | 22. 前記各号に付帯する一切の業務  |

## 第2号議案 定款一部変更の件（2）

### 1. 提案の理由

将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を6,055万5,600株から203,075,600株に増加させるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現行定款                                       | 変更案  |
|--|--|
| （発行可能株式総数）                                 | （発行可能株式総数）                                 |
| 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,055万5,600株</u> とする。 | 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>203,075,600株</u> とする。 |

### 第3号議案 取締役1名選任の件

事業領域拡大のため専門知識を有する社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)   | 所有する<br>当社の株式数 |
|---|---|----------------|
| う え だ ま ゆ み<br>上 田 真 由 美<br>(1972年12月10日) | 1993年4月 株式会社新生HD 入社<br>2005年11月 F.K. ロジ株式会社 入社<br>2007年5月 Pan-Asian Investment Fund 入社<br>2014年4月 株式会社カムズワーク 入社<br>2021年4月 BDJ GLC PTE. LTD 入社 現任 | 207,200株       |
|   | 上田真由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は金融事業について、特にファイナンス業務における豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。                 |                |

- (注) 1. 上田真由美氏は新任の社外取締役候補者であります。
2. 上田真由美氏は、2024年2月9日付けで当社顧問に就任されております。
3. 上田真由美氏の選任が承認された場合、当社は上田真由美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める限度額としております。
4. 上田真由美氏が取締役に選任され就任した場合は、事業報告の2.会社の現況(3)会社役員(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載の保険契約の被保険者となります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者伊藤歌奈子氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況) |                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------|
| いとう かなこ<br>伊藤 歌奈子<br>(1983年2月10日) | 2006年10月                  | 弁護士登録                      | 一株             |
|                                   | 2006年10月                  | 石原総合法律事務所入所                |                |
|                                   | 2016年12月                  | 小林クリエイイト株式会社、社外監査役<br>(現任) |                |
|                                   | 2021年7月                   | むすび法律事務所パートナー (現任)         |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤歌奈子氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 伊藤歌奈子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、事業報告の2. 会社の現況(3)会社役員状況③役員等賠償責任保険の内容の概要に記載の保険契約の被保険者となります。
6. 伊藤歌奈子氏の戸籍上の氏名は、林歌奈子であります。

以上



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

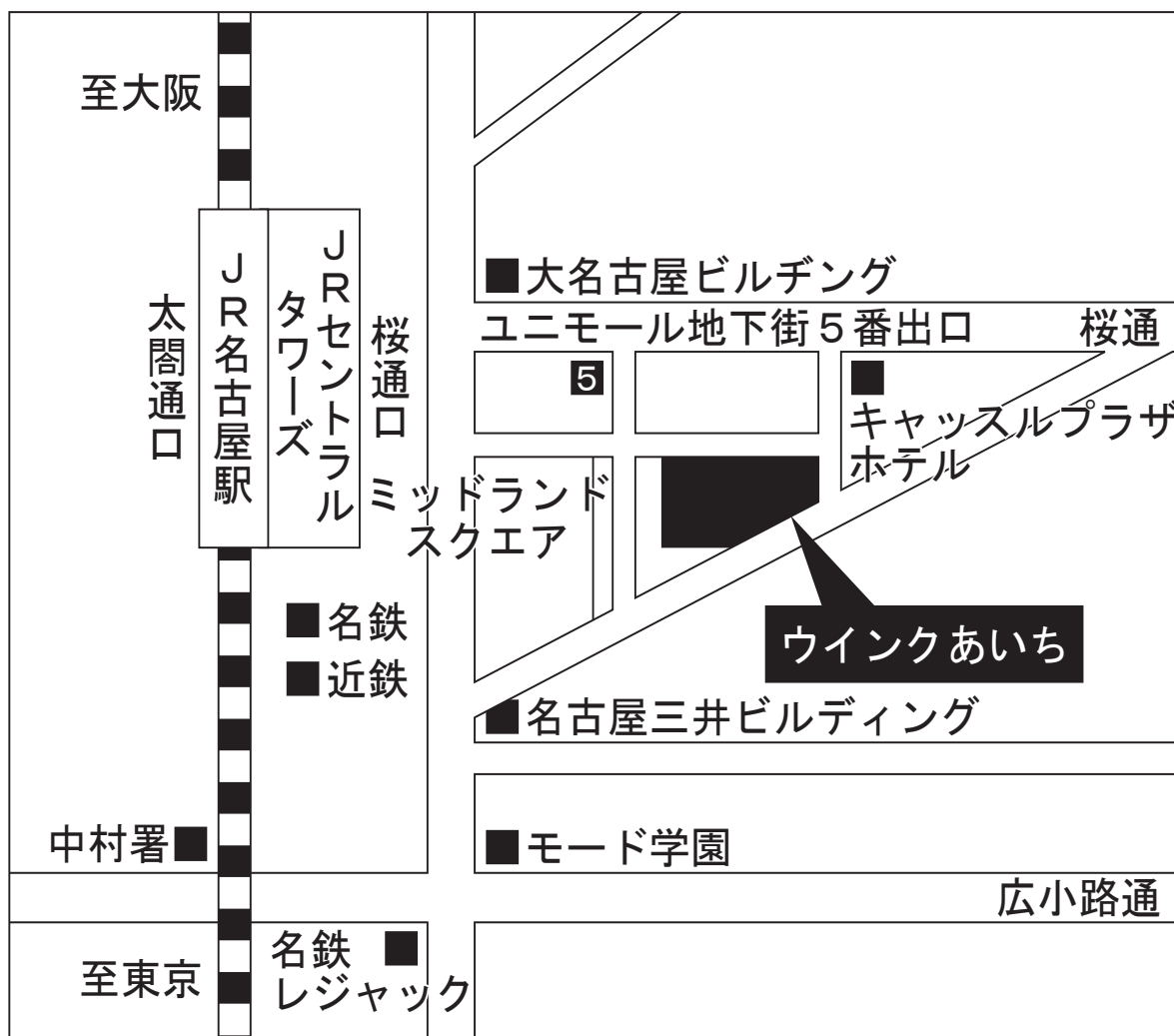
## 株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）  
小ホール 2

- ◆J R 名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩 5 分

- ◆ユニモール地下街 5 番出口 徒歩 2 分



### <新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

